

倉吉市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市感震ブレーカー設置事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「感震ブレーカー」とは、次の各号のいずれかに該当し、新品であるものをいう。

- (1) 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（J W D S 0007付2）の規定に定める構造及び機能を有するもの。
- (2) 一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているコンセントタイプ及び簡易タイプのもの。

(交付目的)

第3条 補助金は、感震ブレーカーの普及により、地震による住宅の出火及び延焼を防止し、被害の減少並びに市民及び地域の防災力の向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（100円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第5欄に掲げる額とのいずれか少ない額以下とする。ただし、この要綱に基づく補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、補助金が交付されるべき年度の3月1日までに行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の規定にかかわらず、様式第1号の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

- 2 交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、交付申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。
 - (1) 設置住宅の位置図
 - (2) 設置住宅及び設置箇所が確認できる写真
 - (3) 補助事業に要する経費に係る見積書の写し
 - (4) 賃貸住宅に第2条第1号に該当する感震ブレーカーを設置する場合、所有者が確認できる書類の写し
 - (5) その他市長が必要があると認める書類

(交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。

- 2 補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各

号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、設置住宅の変更、設置感震ブレーカーの変更及び補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の規定にかかわらず、様式第5号の申請書による。

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

(検査員による検査)

第8条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、同項の規定にかかわらず、様式第6号の報告書（次項において「実績報告書」という。）による。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、実績報告書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 設置住宅の位置図

(2) 設置住宅及び感震ブレーカーの設置状況を示す写真

(3) 補助事業に要した経費に係る領収書の写し

(4) その他市長が必要があると認める書類

(交付額の確定の通知)

第10条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第7号によるものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条の規定にかかわらず、様式第8号による。

(その他)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年11月6日から施行し、同年11月6日以後に着手した補助事業に適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則

又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
感震ブレーカー 設置事業	設置する住宅に居 住する世帯に属す る者	市内に居住する住 宅に第2条第1号 に該当する感震ブ レーカーを設置す る経費	2分の1	40,000 円
感震ブレーカー 購入事業	設置する住宅に居 住する世帯に属す る者	市内に居住する住 宅に設置するため 第2条第2号に該 当する感震ブレー カーを購入する経 費	2分の1	14,000 円